（処分後の通知）

第二十一条　（略）

（削る）

2　（略）

（廃棄又は消毒命令書）

第二十二条　（略）

（削る）

（輸出検査の申請）

第二十五条　（略）

2・3　（略）

（削る）

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条　法第十四条の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

第三十五条の十　法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条の規定を準用する。

（漁船法施行規則の一部改正）

第八条　漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（手数料）	（手数料）
第四十七条　（略）	**第四十七条**　（略）
2　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十八条第一項の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	2　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十八条第一項の申請をする場合における前項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
（略）　（略）　（略）	（略）　（略）　（略）
3　法第五十二条第一項の手数料は、前項の額の収入印紙を第十八条第一項の申請書に貼り付けて納付するものとする。	3　法第五十二条第一項の手数料は、前項の額の収入印紙を第十八条第一項の申請書にはり付けて納付するものとする。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十八条第一項の申請をする場合は、当該申請により得られた納付情報により、現金をもつて納付するものとする。

（処分後の通知）

第二十一条　（略）

2　電子情報処理組織を使用して前項の証明書を交付する場合には、第十九条第三項の規定を準用する。

3　（略）

（廃棄又は消毒命令書）

第二十二条　（略）

2　電子情報処理組織を使用して前項の廃棄又は消毒命令書を交付する場合には、第十九条第三項の規定を準用する。

（輸出検査の申請）

第二十五条　（略）

2・3　（略）

4　電子情報処理組織を使用して第一項の検査申請書を提出しようとする者には、第十条第二項の規定を準用する。

（廃棄命令書及び処分証明書）

第三十五条　法第十四条の規定により植物防疫官が指定種苗の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定を準用する。

第三十五条の十　法第十六条の五の規定により植物防疫官が植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装の廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄した場合には、第二十一条第一項及び第二十二条第一項の規定を準用する。